ふさの国 Hot News

会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁ＨＰをご参照ください。

地域未来投資促進法に基づく千葉県基本計画が国から同意を受けました

地域未来投資促進法（＊）に基づき、県と県内54市町村が共同で策定した、千葉県全域を促進区域とする基本計画が、国から平成30年12月21日に同意されました。

本計画は、本県の地域特性を活かし、成長ものづくり、物流、観光、農商工連携などの様々な分野において地域経済を牽引する事業を支援し、高い付加価値の創出や県内産業への経済波及効果を図るものです。

今後、県と市町村では、学術研究機関、産業支援機関等と連携し、地域経済牽引事業の創出を促進してまいります。

＊地域未来投資促進法：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

詳細は、以下の千葉県ホームページを御参照ください。
https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/keizaitaisaku/chiikimirai/gaiyou.html

（参考）地域未来投資促進法とは

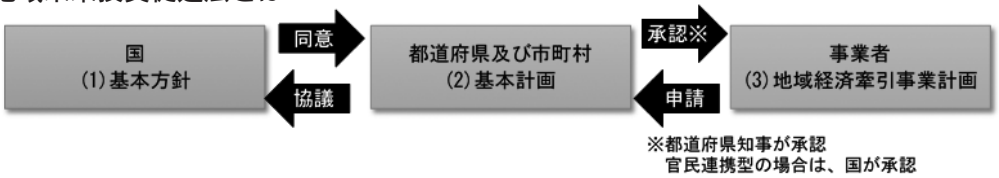

○ 国の基本方針に基づき、都道府県及び市町村は共同で基本計画を策定し、国が同意
※基本計画においては、促進区域、その区域の特性、促進する分野等を記載
○ 事業者は、地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認
○ 国は、地方公共団体及び地域経済牽引事業者を支援

（参考）地域経済牽引事業に対する主な支援措置（経済産業省資料より）

① 予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業
（30年度予算162億円（新設））
・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援
1）地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発等への補助
2）地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が中小企業と連携して行う戦略分野の設備投資への補助
3）専門家による事業化戦略の立案や販路開拓の支援

○地方創生推進交付金の活用
（30年度予算額 1,000億円）
・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援
（設備投資も可。交付上限やハード事業割合の弾力化）

② 税制による支援措置

○課税の特例
・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
✓ 機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
✓ 建物等：20%特別償却、2%税額控除

○地方税の減免に伴う補てん措置
・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

③ 金融による支援措置

○資金供給の円滑化
・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期（20年、7年以内）かつ固定金利での融資
・地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

④ 情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供
・地域経済分析システム（RESAS）等を活用

⑤ 規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応 ※千葉県基本計画においては対象外
・工場立地法の緑地面積率の緩和
・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮 ※千葉県基本計画においては対象外

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

地域未来投資促進法の制度、支援措置の詳細については、経済産業省のホームページを御参照ください
http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html